

入札説明書

令和7年度佐賀県原子力防災研修業務委託については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 令和7年5月16日（金）

2 担当課 郵便番号 840-8570
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 原子力災害対策担当
電話 0952（25）7362
FAX 0952（25）7262
E-mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

3 事業概要

- （1）業務名 令和7年度佐賀県原子力防災研修業務委託
- （2）業務の内容 別添仕様書のとおり
- （3）履行期間 契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- （4）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- （5）国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないこと。
- （6）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の提出書類を令和7年5月30日（金）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（同日午後5時必着）してください。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 営業概要書（様式2）

ウ 原子力防災に関する業務の履行実績調書（様式3）

※ 履行実績調書には、契約書、仕様書、履行したことが分かる書類（業務完了認定書等）の写しを添付すること。

※ 同種・同規模の契約実績が3件以上ある場合は、代表的な3件を選出して記載すること。

エ 誓約書（様式4）

（2）担当課

郵便番号840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 原子力災害対策担当

電話 0952（25）7362

6 入札参加資格の確認

5で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年6月6日（金）までに通知します。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（1）日 時 令和7年6月11日（水）10時00分

（2）場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館4階 危機管理センターC室

（3）その他 入札者の事前の郵送のみによる入札とします。入札書は（様式5）により作成し、郵送により提出してください。（令和7年6月10日午後5時必着）

8 入札方法等

- (1) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号。以下同じ。）及び「令和7年6月11日開封＜令和7年度佐賀県原子力防災研修業務委託＞に係る入札書在中」と朱書きし、書留郵便で郵送して下さい。
- (2) 入札回数は、原則として2回を限度とします。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札保証金

入札者は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第104条第1項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する者、または国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者は、入札保証金の納付を免除することができます。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは、再度入札は、後日、日を改めて行います。

11 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。なお、この場合の損害は入札者の負担となります。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができなくなったとき。

12 開札

開札は、7に掲げる日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

1 3 契約保証金

落札者は、佐賀県財務規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。

なお、現金の納付に代え、国債若しくは地方債など、佐賀県財務規則第 116 条第 1 項により準用する同第 104 条第 1 項に掲げる担保を供することができます。

また、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する者、または国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者は、契約保証金の納付を免除することができます。

1 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- (8) 一人で 2 以上の入札をした者
- (9) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- (10) 代理人でその資格のない者
- (11) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

1 5 契約書の要否

契約書の作成を要します。

1 6 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行います。
- (3) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に係る契約手続以外の目的に供してはいけません。
- (5) この入札に参加を希望する者は、この入札説明書の交付から入札までの手続に際して得

た情報を第三者に漏らしてはいけません。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加希望者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負いません。これは、入札手続の終了後も同様とします。

- (6) この入札に関する手続に要する費用の一切は参加希望者の負担とします。